アルジェリア国立産業財産機関

（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書
手 数 料 …… 附属書 ＤＺ．Ⅰ
国内段階移行の請求様式 …… 附属書 ＤＺ．Ⅱ

略語のリスト

国内官庁：　アルジェリア国立産業財産機関
Institute：　アルジェリア国立産業財産機関
Ordinance：　発明特許に関するヒジュラ暦1424年5月19日（2003年7月19日に対応）の政令第03.07号

指定（又は選択）官庁　アルジェリア国立産業財産機関　概　要
ＤＺ　ＤＺ

国内段階に入るための要件の概要

国内段階に入るための期間	ＰＣＴ第22条(3)に基づく期間　：優先日から31か月 ＰＣＴ第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月
国内官庁は権利回復を認めるか（ＰＣＴ規則49.6)？	認める
要求される国際出願の翻訳文の言語[1]	アラビア語
要求される翻訳文[1]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，補正後のもののみ)・図面の中の説明・要約書 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ)
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい
国内手数料[1]	通貨：アルジェリア・ディナール（DZD) 出願手数料及び第１年目の維持手数料 …… DZD 7,500 優先権主張手数料，優先権ごと …… DZD 2,000 公告手数料 …… DZD 5,000 －10頁を超える追加手数料，５頁ごと …… DZD 1,200 維持手数料： －２年目から５年目，年ごと …… DZD 5,000
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な　し

［次頁に続く］

1　ＰＣＴ第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

ＤＺ　アルジェリア国立産業財産機関（続き）　ＤＺ

国内官庁の特別の要件 （ＰＣＴ規則51の2）[2]	出願人がアルジェリアに居住していない場合には代理人の選任 国際出願日の後に出願人が変更された場合には国際出願の譲渡証 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には，当該変更を証明する書類 国際出願の翻訳文２通
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するための登録がされている弁理士又は特許代理人
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.1）？	認めない
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2）？	認めない

２　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，国内官庁は指定期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

様　式（附属書ＤＺ．Ⅱ）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書Ｂ）を参照されたい。

附属書 ＤＺ．Ⅱ　国内段階移行の請求様式
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_dz.pdf